

地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めること

により、給与を支給することをいう。

- 地方公務員法第24条第1項
職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

「わたり」の制度のある団体（令和7年4月1日時点）

「わたり」の制度のある団体は0団体。
制度は廃止済みであるが、経過的に実態が残っている団体は以下のとおり20団体である。

[対前年度比▲6団体]

○「わたり」の制度を廃止済みの団体（経過的に実態が残っているもの）

令和7年4月1日現在

1 都道府県

11団体（R6:11団体）

青森県、岩手県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、愛知県、京都府、熊本県、沖縄県

2 指定都市

1団体（R6:2団体）

熊本市

3 市町村（指定都市を除く）

8団体（R6:13団体）

北海道	室蘭市
東京都	武蔵野市、日野市
大阪府	岸和田市、貝塚市、茨木市、熊取町
鹿児島県	鹿児島市